

平塚市発注工事における社会保険等未加入対策について

平成 29 年 4 月

平塚市では、平成29年度からの発注工事において社会保険等未加入対策を導入します。

1. 対象工事

条件付き一般競争入札で発注する全ての工事等

2. 実施時期

平成29年4月1日以降に公告する工事等

3. 実施内容

- (1)入札参加者を社会保険等に加入している者に限定する。
- (2)下請金額の総額にかかわらず、社会保険等未加入業者を一次下請契約の相手方としてはならない。
- (3)社会保険等未加入業者を建設業課へ通報する。(施工体制台帳で二次までの下請業者の社会保険等加入状況を確認。)

4. 元請業者に対するペナルティ

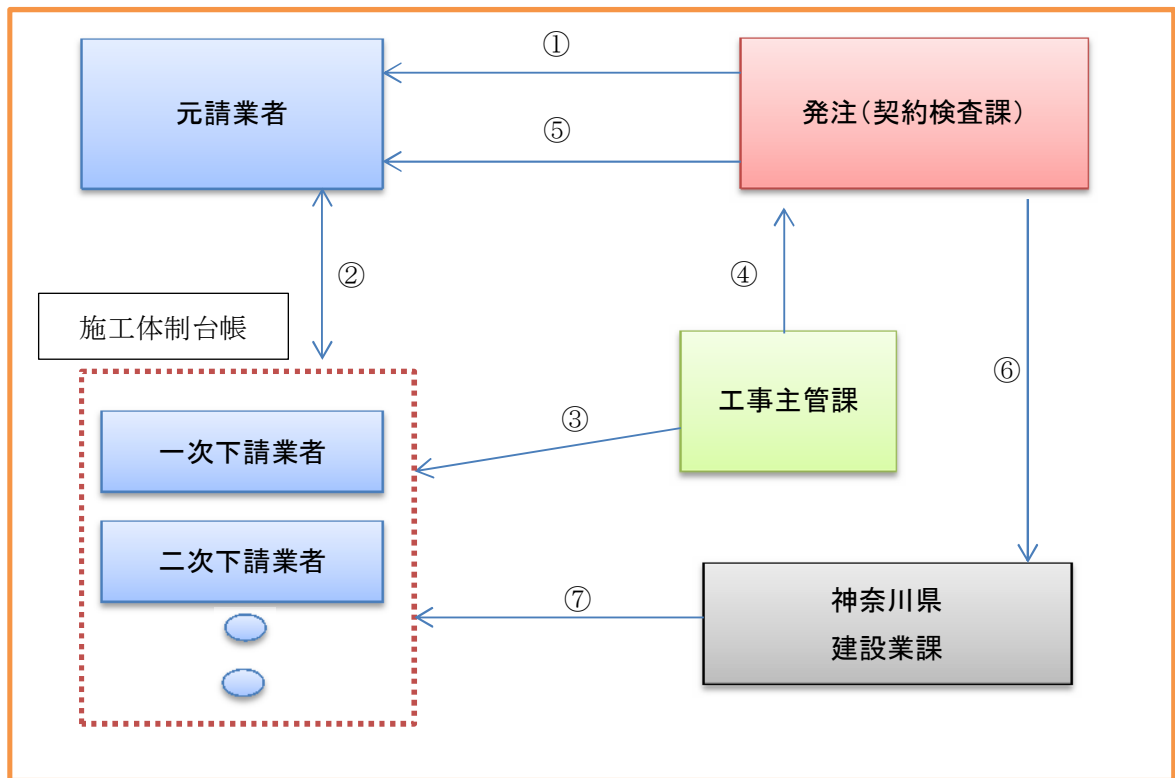
社会保険等未加入業者と一次下請負契約を締結した場合は、次のとおりペナルティ措置を実施します。

- (1)指名停止の措置(契約違反により1ヶ月)
- (2)工事成績評定の減点

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入業者とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者)をいい、当該届出の義務がない者を除きます。

社会保険等未加入対策 平塚市



- ①入札参加時に元請業者の電子入札システム登録状況確認。
(登録済みの元請業者は原則、社保等加入済み)
- ②未加入の一次下請業者との契約を原則認めない。
- ③施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険加入状況を確認。
- ④未加入の一次下請業者契約や未加入の二次下請の存在が判明した場合、契約検査課へ報告。
- ⑤報告を受けて、通知及び措置を実施。
(元請業者への指名停止、工事評定減点等)
- ⑥全ての未加入業者を契約検査課から県建設業課に通報。
- ⑦県建設業課において未加入業者(二次下請も含む。)への加入指導等を引き続き実施。